

最大50万円の補助金

活用してみませんか？

小規模事業者
持続化補助金

◆対象となる事業者

※小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(サービス業のうち宿泊業・娯楽業)	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆補助内容

・取り組む事業費用の **2 / 3** 以内が補助されます。(上限額50万円)

◆新たな販路開拓等の取り組みが対象となります。

- ・新しいチラシを作って販促に役立てたい(新たなサービス・商品の販促)
- ・ホームページを作って新たな顧客を呼び込みたい
- ・商品パッケージのデザインを改良
- ・売れ筋商品をもっと製造するために設備導入がしたい
- ・国内外の展示会や見本市へ出展し自社商品をアピールしたい

◆公募締切 平成29年1月27日(金)※締切日当日消印有効

**申請方法や書き方がよく分からない・・・という方も安心！
下記の説明会にて作成から申請まで詳しくご説明します！**

◆説明会 平成28年12月2日(金) 14:00～
武雄商工会議所 3F会議室

受講をご希望の方は事前にお電話にてご連絡下さい。

武雄商工会議所 TEL: 0954-23-3161